

令和5年 全日本柔道選手権大会東北予選会

令和5年 全日本女子柔道選手権大会東北予選会

【大会実施要項】

1 日時

- (1) 大会 令和5年3月5日(日) 午前9時30分 (選手集合時間：午前8時45分)
- (2) 審判会議 令和5年3月4日(土) 午後4時30分
- (3) 監督会議 令和5年3月4日(土) 午後5時00分
- (4) 役員歓迎会 実施しない。各県での食事 午後6時00分～

2 会場

(1) 大会

秋田県立武道館 柔道場 〒010-1623 秋田市新屋町字砂奴寄2-2 TEL 018-862-6651

(2) 審判会議・監督会議

秋田キャッスルホテル 〒010-0001 秋田県秋田市中通1丁目3番5号 TEL018-834-1141

(3) 東北柔道連盟諸会議(会計監査、理事長会、役員会)・役員各県夕食会

秋田キャッスルホテル 〒010-0001 秋田県秋田市中通1丁目3番5号 TEL018-834-1141

3 主催 東北柔道連盟

4 主管 秋田県柔道連盟

5 後援(予定)(公財)秋田県スポーツ協会 (株)朝日新聞社

6 参加資格

- (1) 選手は日本国籍を有し、(公財)全日本柔道連盟に登録していること。
- (2) 選手は県内に居住、勤務、在学の実体の伴ういずれかの条件を満たすこと。
(卒業、転勤等により上記条件を満たすことが確定している場合には当該県より出場できる。ただし、この場合、速やかに登録変更の手続きを行わなければならない)
- (3) 女子選手は、中学1年生以上とする。

7 実施方法

(1) 試合順序

試合は、全日本選手権大会東北予選会、同女子予選会を所定の試合順で行う。

(2) 試合方法

ア 全日本柔道選手権大会東北予選会

- ① 出場選手は各県代表4名、合計24名
- ② 3ブロックに分けてトーナメント戦を行い、3名の決勝リーグ戦により東北地区代表2名を選考する。
- ③ 前年度1位及び2位を同一ブロックに入らないよう考慮する。

イ 全日本女子柔道選手権大会東北予選会

- ① 出場選手は各県代表3名、合計18名
- ② 3ブロックに分けてトーナメント戦を行い、3名の決勝リーグ戦により東北地区代表2名を選考する。
- ③ 前年度1位及び2位を同一ブロックに入らないよう考慮する。

(3) (3) 試合及び審判

ア 国際柔道連盟試合審判規定による。

イ 試合時間

- ①全日本柔道選手権大会東北予選会 4分間
- ②全日本女子柔道選手権大会東北予選会 4分間

ウ 優勢勝ちの判定基準

勝敗は、スコアが高い方を勝ちとする。

スコアに差が無い場合は、ゴールデンスコアによる時間無制限の延長戦を行う。

エ スコアは「一本」「技あり」「有効」の3種類とし、「技あり」が2つで合せ技「一本」とする。
抑え込みの時間は20秒で「一本」、15秒以上で「技あり」、10秒以上で「有効」とする。

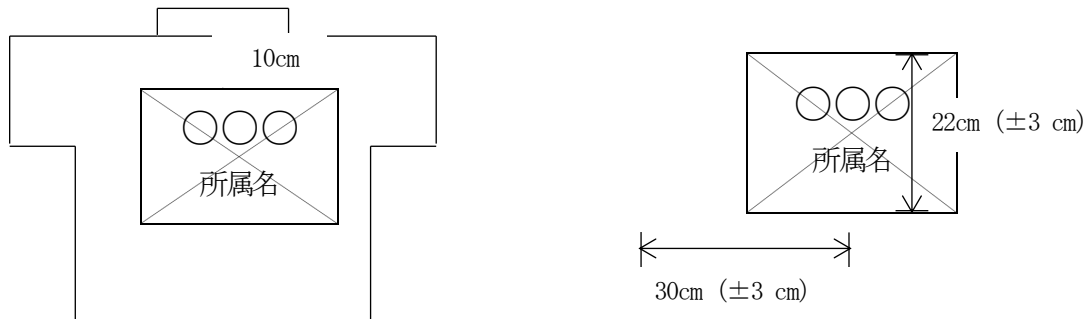
オ 個人試合のリーグ戦の順位は、以下の基準により決定する。

勝ち数の多い者>勝ちの内容>負けの内容（内容：一本 > 技あり > 有効 *本戦、延長とも）
以上により差が無い場合には再試合を行う。

(4) 柔道衣は全柔連認証柔道衣を着用し、背中にゼッケンを貼付し、必ず所属名と名前を明示すること。

図1 ゼッケンの位置

図2 ゼッケンの大きさと縫い付け方



注) ゼッケンは強い糸で図示のように縫い付けること。

8 表彰

全日本予選会は、男女とも第1位から第3位まで賞状と賞品を授与する。

9 参加申込・選手変更

(1) 各県連盟は、監督・選手名簿（別紙1）にて、2月10日（金）までE-mailで申し込むこと。なお、女子中学生の場合は、出場参加承諾書（別紙2）を添付すること。

申込先及び照会先

秋田県柔道連盟

〒010-0974 秋田市八橋運動公園 1-5

秋田県スポーツ科学センター内

TEL 018-874-9790 FAX 018-874-9793

E-mail info@akita-judo-federation.com

(2) 選手変更は選手変更届を3月4日（土）監督会議までに提出すること。監督会議当日は、会場で提出のこと。

10 組合せ

大会前日の3月4日（土）、監督会議の席上において組合せ抽選を行う。

11 審判員報告

各県連盟は、審判員2名を審判員推薦名簿（別紙3）により2月10日（金）までに大会事務局に提出すること。なお、開催県は6名の審判員とする。

12 経費負担

(1) 東北柔道連盟役員については、東北柔道連盟が負担する。各県推薦審判員1名分の旅費・宿泊費（1泊分）は東北柔道連盟が負担し、他の1名分の旅費・宿泊費（1泊分）は主管者の負担とする。主管者は開催県審判5名分を負担する。

なお、宿泊費はホテルに本人が直接支払うものとする。

(2) 監督及び選手の経費は参加県の負担とする。

13 その他

選手団の宿泊所及び日程は別紙のとおりです。